

基山町告示第 83 号

基山町猫よけ器貸出要綱を次のように定める。

平成 28 年 6 月 22 日

基山町長 松 田 一 也

基山町猫よけ器貸出要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民に猫よけ器（超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。）を貸し出すことにより、町民の所有地又は借地に侵入する猫による糞尿等の被害の軽減を図ることを目的とする。

(貸出しの対象)

第 2 条 猫よけ器の貸出しは、次の各号のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に存する自己の所有地又は借地に猫よけ器を設置し、猫による糞尿等の被害を防止し、又は軽減しようとする者
- (3) 猫よけ器の貸出しを受けた場合に、猫よけ器について良好な管理をし、近隣の生活安全上支障がない方法で使用しようとする者

(貸出しの数量、回数及び期間)

第 3 条 猫よけ器の貸出しの数量は、1 世帯に 1 台とする。

- 2 猫よけ器の貸出しの回数は、同一年度において 1 回限りとする。
- 3 猫よけ器の貸出しの期間は、貸出しを受けた日から起算して 15 日以内とする。
- 4 前 3 項については、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(費用負担)

第 4 条 猫よけ器の貸出しは、基山町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和 39 年条例第 2 号)第 7 条の規定に基づき、無償とする。ただし、貸出期間中における猫よけ器の設置及び使用に伴う費用（電池の購入等に係る費用をいう。）は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

(貸出しの申込み)

第 5 条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、基山町猫よけ器貸出申込書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、申込内容を審査し、申込者に対し、基山町猫よけ器貸出可否決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

(取扱注意事項)

第6条 借受者は、猫よけ器の取扱いについて、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 十分な注意を払い、管理すること。
- (2) 貸出しの決定を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 第三者に転貸しないこと。
- (4) 損傷し、又は滅失しないよう使用すること。
- (5) 清掃後に返却すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。
- (7) その他町長が指示した事項

(返還)

第7条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに猫よけ器を町に返還しなければならない。

- (1) 猫よけ器の貸出期間が経過したとき。
- (2) 第2条に規定する貸出しの要件を満たさなくなったとき。

(損害賠償)

第8条 借受者は、借受者の責めに帰すべき理由により、猫よけ器を損傷し、又は滅失したときは町長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 猫よけ器の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(町長の指示)

第9条 町長は、借受者に対し、猫よけ器の貸出しについて必要な指示をすることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、猫よけ器の貸出しについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

基山町長 様

申込者 住 所
氏 名 印
連絡先

基山町猫よけ器貸出申込書

猫よけ器の貸出しを受けたいので、基山町猫よけ器貸出要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

貸出しを 希望する期間	年 月 日 ～ 年 月 日
猫よけ器の 設置予定場所	基山町

※添付書類 敷地内の設置見取図

様

基山町長

印

基山町猫よけ器貸出可否決定通知書

年 月 日に申込みのあった件について、基山町猫よけ器貸出要綱第5条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 貸出しをする

貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
猫よけ器の 設置場所	基山町

2 貸出しをしない

（理由）

（不服申立て及び取消訴訟）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。